

令和5年度 保育所 指導監査結果報告書

福井市 福祉部 福祉政策課
子育て支援課

1 指導監査の方針

保育所が提供する保育の適正かつ円滑な実施を確保するため、実地により指導監査を行いました。

(1) 施設監査

児童福祉法に基づき、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「保育所保育指針」等の遵守状況を確認し、必要な指導及び助言を行いました。

(2) 確認監査

保育所及び本市の負担軽減を図り、効率的な指導監査を行う観点から、上記施設監査と同時に、子ども・子育て支援法に基づき、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」等の遵守状況を確認し、必要な指導及び助言を行いました。

2 指導監査項目

令和5年度は、以下の項目について重点的に指導監査を実施しました。

- (1) 保育士等の職員配置の状況
- (2) 事故防止に関する取組
- (3) 運営規程・重要事項説明書の記載事項
- (4) 前回指摘事項があった施設における是正・改善状況

3 指導監査の実施状況及び結果

市が所管する25施設（令和5年4月1日時点）のうち、25施設に対して指導監査を実施しました。

4 主な指摘事項

- (1) 利用者処遇
 - 喫食時刻の30分以上前に検食を実施していることが確認できなかった。
- (2) 施設運営管理
 - 利用者の同意が確認できなかった。
- (3) 職員確保と職員処遇充実
 - 虐待防止研修が実施されていなかった。
- (4) 防災・防犯対策
 - 消火訓練について、毎月の実施及び記録が確認できなかった。